

令和7年度食品残渣資源循環モデル形成支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 令和7年度食品残渣資源循環モデル形成支援事業補助金（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適化法施行令」という。）、総務省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号。以下「国規則」という。）、茨城県補助金等交付規則（昭和36年茨城県規則第67号。以下「規則」という。）、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金制度要綱（令和5年11月29日付け府地創第327号。以下「国制度要綱」という。）の規定によるほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 食品ロスの削減と、物価高騰への対応のため、食品製造工程等で発生する食品残渣を飼料又は肥料に再資源化する民間事業者を支援し、資源循環モデルの形成を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 食品残渣 耕種農家等における生産段階又は選別段階、食品工場等における製造段階、又はレストラン、店舗等における流通段階で発生する食品の残渣で飼料又は肥料として活用できるものをいう。
- (2) 飼料等 飼料若しくは肥料又はそれらの原料をいう。
- (3) 飼料化等 飼料等を製造することをいう。
- (4) 流通 製造した飼料等を他者（消費者、卸売事業者、二次加工事業者、小売店等）に販売又は無償で譲渡することをいう。
- (5) 設備等 専ら補助金の交付の目的のために使用される機械、装置、工具、器具、車両（事業所や作業所内のみで走行し、自動車登録番号がなく、公道を自走することができないもの）その他事業計画の実施に不可欠と認められる物品をいう。
- (6) 実証 食品残渣の回収、飼料化等及び流通を一貫して試行し、補助対象事業の実行可能性を実地で証明することをいう。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、県内で発生した食品残渣を飼料等に再資源化して県内への流通を図る資源循環モデルとなる取組であって、次の各号に掲げる全てを満たす取組に係る事業とする。

- (1) 食品残渣の回収、飼料化等及び流通を一貫して行うものとする。
なお、自ら排出した食品残渣を使用すること及び製造した飼料等の一部を自ら使用することを妨げない。
- (2) 飼料化等の事業に新規参入又は事業拡大を図るものとする。

(補助対象経費、補助率及び補助額)

第5条 補助金の対象とする経費（以下「補助対象経費」という。）は、第4条の取組を行うため必要となる次の各号に掲げる事業種目に対する経費とし、別表1を満たすものとする。

- (1) 設備等の整備
- (2) 実証

- 2 補助金の額は、前項各号の補助対象経費の合計額に2分の1を乗じて得た額に相当する額以内とし、第12条第2項の補助事業者1者当たり上限を500万円とする。
- 3 前項の規定により算出した補助額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。
- 4 前各項の規定にかかわらず、別表2に掲げるものは補助対象経費としない。

(補助対象者)

第6条 補助金の交付対象者（以下「補助対象者」という。）は、県内に事業所を有する次の各号に掲げる者とする。

- (1) 食品残渣を原料として、飼料化等及び流通に係る営業を行う者又は行おうとする者
- (2) 前号を含む多様な事業者で構成される団体又は集団（以下「コンソーシアム」という。）
- 2 前項第2号に該当する者はその代表者を定めるものとし、当該代表者は原則として本要綱に基づく全ての行為を代表して行うものとする。
- 3 第1項第2号に該当する者が補助対象事業を実施する場合は、次の各号に掲げる全ての事項を規約等で定めるものとする。
 - (1) コンソーシアムの目的、名称、事務所の所在地、代表者及び構成員に関する事項
 - (2) コンソーシアムの運営に関する事項
 - (3) コンソーシアムの会計、補助金の管理及び使途に関する事項
 - (4) 設備等の管理運営に関する事項
 - (5) その他、コンソーシアムの目的達成に必要な事項
- 4 補助対象者は、次の各号に掲げる全ての要件を満たすこととする。
 - (1) 過去2年以内に銀行取引停止処分を受けていないこと。
 - (2) 過去6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していないこと。
 - (3) 次の申立てがなされていないこと。
 - ア 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条に基づく破産手続開始の申立て
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づく更生手続開始の申立て
 - ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づく再生手続開始の申立て
 - (4) 債務不履行により、所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売開始決定がなされていないこと。
 - (5) 県税を滞納していないこと。
 - (6) 茨城県が措置する指名停止期間中の者でないこと。
 - (7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
 - (8) 関係法令や基準を遵守すること。
- 5 前各項の規定にかかわらず、次に掲げる者には、補助金の交付をしないものとする。
 - (1) 国又は法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第5号に規定する公共法人
 - (2) 政治活動又は宗教活動が主たる目的の組織又は団体
 - (3) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号。以下「条例」という。）第2条第1号から第3号に規定する者（以下「暴力団等」という。）
 - (4) 代表者又は役員等のうちに条例第2条第3号に規定する者又は暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している者がある事業者
 - (5) 暴力団等が実質的に経営を支配する者
 - (6) その他補助金の趣旨及び目的に照らして適当でないと知事が判断する者
- 6 前2項の規定は、第1項第2号に規定する集団を構成する全ての者に適用する。

(事業計画承認申請書の提出)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、事業計画承認申請書（様式1）を知事に提出し、承認を受けなければならない。

2 前項の事業計画承認申請書には、次の各号に係る令和10年度末日まで（事業種目が実証のみの場合は令和7年度末日まで）の事業計画量を記載するものとする。

（1）飼料化等を目的として回収する食品残渣の量

（2）前号を原料として製造する飼料等の量

（3）前号のうち県内に流通させる量

（事業計画の承認）

第8条 知事は、事業計画承認申請書が提出されたときには、食品残渣資源循環モデル形成支援事業選定委員会（以下「委員会」という。）の審査を経て承認の可否を決定し、事業計画承認（不承認）通知書（様式2）により申請者に通知するものとする。

2 知事は、前項の承認に当たって、必要な条件を付することができる。

3 委員会の設置に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

4 委員会における審査は、別表3の項目により評価するものとする。

（補助金の交付の申請）

第9条 第8条に定める事業計画の承認を受けた者（以下「承認事業者」という。）が補助金の交付を受けようとするときは、交付申請書（様式3）を知事に提出しなければならない。

（補助金交付決定及び通知）

第10条 知事は、前条の交付申請書の提出があったときには、速やかにその内容について審査し、補助金の交付の可否を決定する。

2 知事は、前項の規定により、補助金を交付すると決定した者については、交付決定通知書（様式4）により通知する。

（補助対象事業の交付決定前着手）

第11条 補助対象事業の着手は、原則として、補助金の交付決定後に行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事由により交付決定前に着手する必要がある場合は、承認事業者は、その理由を明記した交付決定前着手届（様式5）を知事に提出するものとする。

（補助事業の実施）

第12条 補助金の交付の対象となった事業（以下「補助事業」という。）の実施期限は、令和8年2月27日とする。ただし、やむを得ない事由により実施期限までに事業を完了できないときは、速やかに書面により知事に申し出た上で、その指示を受けなければならない。

2 第10条第2項の規定により交付決定通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）が補助事業を実施するに当たっては、複数業者から見積書を取得するなど競争性のある手続により事業費の低減に向けた取組を行うものとする。

3 前項の規定にかかわらず、合理的な理由により複数業者から見積書が取得できない場合は業者選定理由書を提出するものとする。

（補助事業の内容変更、中止及び廃止）

第13条 補助事業者は、補助事業の内容を変更する場合又は補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、遅滞なく交付変更（中止・廃止）承認申請書（様式6）を知事に提出し、その承認を受

けなければならない。ただし、軽微な変更として知事が認めるもの、及び 20%未満の補助対象経費の減額を除くものとする。

- 2 補助事業者は、補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに書面により知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- 3 知事は、第1項の規定による補助事業の内容の変更又は中止若しくは廃止を承認したときは、交付変更（中止・廃止）承認通知書（様式7）により通知するものとする。

（申請の取下げ）

第14条 補助事業者は、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、交付の決定の日から起算して15日以内に、取下書（様式8）を知事に提出しなければならない。

（概算払）

第15条 知事は、補助事業の円滑な遂行上必要があると認めるときは、補助金交付決定額の90パーセント以内の額を概算払することができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定により概算払を受けようとするときは、概算払を必要とする事由を記載した概算払請求書（様式9）を、知事に提出するものとする。

（実績報告）

第16条 補助事業者は、補助事業を完了したとき（第13条の規定に基づく補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときで、補助金の精算が必要な場合を含む。）は、補助事業を完了した日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた日）から起算して10日を経過した日又は令和8年2月27日のいずれか早い日までに実績報告書兼請求書（様式10）を知事に提出しなければならない。ただし、第13条第1項ただし書の規定により知事の指示を受けた者は、この限りではない。

- 2 前項の場合において、前条第2項の規定による概算払を受けたときは、併せて概算払精算書（茨城県財務規則の規定による帳票の様式（平成5年茨城県告示第404号）様式第102号）を添付するものとする。

（補助金の額の確定及び通知）

第17条 知事は、前条の報告を受けたときは、実績報告書兼請求書の審査及び原則として現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、額確定通知書（様式11）により補助事業者に通知するものとする。

（交付決定の取消及び変更）

第18条 知事は、次に掲げるいずれかに該当する場合は、交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- （1）補助事業者が、適化法、適化法施行令、国規則、規則、国制度要綱その他の法令又はこの要綱の規定に違反したことにより知事の指示を受け、この指示に従わない場合
- （2）補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- （3）補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合
- （4）前各号に掲げる場合のほか、交付の決定後に生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要が無くなった場合

（補助金の返還等）

第19条 知事は、前条の規定による取消を行ったときは、期限を付して、既に交付した補助金の返還

を命ずることができる。

- 2 知事は、前項の規定に基づく補助金の返還を命ずる場合は、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて年利 10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 3 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、第1項の規定に基づく補助金の返還を命ぜられた者の納付した金額が返還を命ぜられた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、当該返還を命ぜられた補助金の額に充てられたものとする。
- 4 第1項の規定に基づく補助金の返還及び第2項の規定に基づく加算金の納付の期限は、当該返還及び納付に係る命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて、年利 10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（補助金の経理）

第20条 補助事業者は、補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理しておかなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の証拠書類を補助事業の完了した日（第13条の規定による補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合及び第18条の規定により補助金の交付決定の取消を受けた場合を含む。）の属する会計年度の終了後5年間保存しておかなければならない。ただし、規則第20条第1項各号の規定に基づき処分を制限する財産がある場合は、当該期間経過後、当該財産の処分が完了する日又は規則第20条第1項ただし書に規定する財産処分の制限をする期間を経過する日のいずれか遅い日まで保存しておかなければならない。
- 3 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対して報告させ、前項の証拠書類の閲覧若しくは提出を求め、指導し、又は関係者に質問することができる。

（補助事業の検査等）

第21条 知事は、補助事業の適正を期するために必要があるときは、補助事業者に対し報告を求め、又は職員を立ち入らせ、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。

- 2 知事は、前項の検査により、適化法、適化法施行令、国規則、規則、国制度要綱その他の法令又はこの要綱の内容に適合しない事実が明らかになった場合は、補助事業者に対し、適合させるための措置をとることを命ずることができるものとする。

（事業実施状況の報告及び事業内容の変更）

第22条 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後3年間について、会計年度ごとに、会計年度の終了後30日以内に、過去1年間（初年度は、補助事業を完了した日から補助事業の完了した日の属する会計年度の3月末までの期間を含む。）の事業実施状況を記載した事業実施状況報告書（様式12）を知事に提出するものとする。

- 2 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する会計年度が終了し3年間経過後について、事業内容を第7条第2項に規定する事業計画量と比較して20%以上減少しようとするときは、事業内容変更承認申請書（様式13）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 知事は、前各項に定めるもののほか、事業実施状況について必要に応じて、補助事業者に対し調査を行い、報告を求めることができる。
- 4 知事は、令和10年度末日において、補助事業者の責めに帰さない社会的情勢の変化等による場合を除き、事業計画に掲げた事業計画量に比して事業の実施状況が不十分と判断するときには、補助事業者に対し、改善計画の作成や改善状況の報告などをさせ、事業実施に必要な指導を行うことができる。

- 5 補助事業者は、第1項の報告及び第2項の申請をした場合、その証拠となる書類を当該報告に係る会計年度の終了後3年間保存しなければならない。
- 6 第1項、第2項、第4項及び第5項の規定は、事業種目が実証のみの場合、適用しない。

(消費税及び地方消費税の取扱い)

- 第23条 消費税及び地方消費税仕入控除の対象となる事業者が補助金の交付の申請をしようとする場合は、当該補助事業に含まれる消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に、補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、補助金の交付の申請の時点で当該補助事業に含まれる消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。
- 2 補助事業者は、前項ただし書の規定により仕入控除税額を減額せず補助金の交付の申請をした場合において、実績報告に当たり、当該補助事業に含まれる消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
 - 3 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助事業に含まれる消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う報告書（様式14）により報告しなければならない。ただし、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して実績報告を行った場合は、この限りではない。
 - 4 知事は、前項の報告があった場合は、補助事業者に対し、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額相当額（第1項及び第2項の規定により、既に補助金から減額済みの部分を除く。）の返還を命ずるものとする。

(利益等排除)

- 第24条 補助金の交付の申請をしようとする者が、自身又は財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第3項に規定する親会社若しくは子会社、同条第5項に規定する関連会社若しくは同条第8項に規定する関係会社から調達を受けることによって補助事業を実施しようとする場合（他の会社を経由する場合及びいわゆる下請会社の場合を含む。）は、次の各号に掲げる方法により利益等排除を行うものとする。
- (1) 補助事業者の自社調達の場合は、原価をもって補助対象経費とする。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価又は工事原価をいう。
 - (2) 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合は、取引価格が当該調達品の製造原価又は工事原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象経費とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上利益の割合（以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。
 - (3) 補助事業者の関係会社（前号を除く。）からの調達の場合は、取引価格が製造原価又は工事原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって補助対象経費とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

(財産の管理等)

- 第25条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」とい

う。)については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 知事は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることができるものとする。

(財産の処分の制限)

第26条 取得財産等のうち、規則第20条第1項第1号から第3号までの規定に基づき処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の不動産、機械器具、備品及びその他重要な財産とし、取得財産等管理台帳(様式15)を作成して管理しなければならない。

- 2 規則第20条第1項ただし書に規定する財産処分の制限をする期間は、適化法施行令第14条第1項第2号の規定により総務大臣が定める期間とする。
- 3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、財産処分承認申請書(様式16)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 4 前項の処分を制限された取得財産等の処分が、担保権の設定であるときは担保権設定承認申請書(様式17)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、根抵当権の設定はこれを認めない。
- 5 知事は、前項の承認に当たって、必要な条件を付することができる。
- 6 前条第2項の規定は、第3項の承認をする場合において準用する。

(事業実施状況等の公表)

第27条 補助事業者は、補助事業の概要及び各会計年度の事業実施状況の概要について、知事が公表を行うことに同意するものとする。

(書類の提出部数及び提出期間)

第28条 第7条、第9条、第11条、第13条、第14条、第15条、第16条、第22条、第23条及び第26条の規定に基づき知事に提出する書類の添付書類、提出部数及び提出期間は、別表4のとおりとする。

(その他)

第29条 この要綱に定めるもののほか、補助事業の実施に関し必要な事項は、知事が定めるものとする。

付 則

この要綱は、令和7年5月1日から施行する。

別表1 補助対象経費が満たすべき事項

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 補助事業により行う設備等の整備及び実証は、第7条に基づく事業計画に対応するものとし、補助金の交付の目的以外の利用を行わないものであること。ただし、食品残渣の発生量が減少する時期等において、事業計画の遂行に支障のない範囲で他の食品残渣の飼料化等を行うことを妨げない。2 補助事業における設備等の整備とは、専ら補助金の交付の目的のために使用される機械、装置、工具、器具、車両(事業所や作業所内のみで走行し、自動車登録番号がなく、公道を自走することができないもの)その他事業計画の実施に不可欠と知事が認める物品の購入・設置とする。3 補助事業における実証に対する経費とは、食品残渣の回収、飼料化等及び流通を一貫して試行し、補助対象事業の実行可能性を実地で証明するための、試作、分析、試験、運搬等に係る費用であって、 |
|--|

知事が適切と認める費用とする。

- 4 補助事業により設備等の整備を行う場合にあっては、原則として、新品又は新設によるものとし、耐用年数が5年以上のものであること。ただし、既存の設備等の有効利用、事業費の低減並びに速やかな事業実施等の観点から、地域の実情に照らし適当な場合は、この限りでない。
- 5 補助事業により設備等の整備を行う場合にあっては、天災等により被災した際に円滑な補修及び再取得が可能となるよう民間の共済、保険等（天災等に対する補償を必須とする。）に確実に加入すること。
- 6 補助対象経費は、本事業に直接要する経費であって、経費の根拠が明確で履行確認ができるものであり、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるものであること。
- 7 補助事業により整備した設備等にあっては、原則として、補助金名、補助事業実施年度、補助金交付者名を表示すること。

別表2 補助対象としない経費

- 1 予備品の設置、既存の設備等の代替として同種又は同程度の能力のものを再整備するいわゆる更新、その他これらに類するもの
- 2 設備等の整備又は実証に着手しているもの
- 3 本補助金と併せて受給することができない補助金等を受給しているもの
- 4 その他、次に該当するもの
 - ア 土地の購入費
 - イ 建物の建設費、購入費及び改修費
 - ウ 自動車等車両（事業所や作業所内のみで走行し、自動車登録番号がなく、公道を自走することができないものを除く。）の購入費、修理費及び車検費用
 - エ 土地、建物、機械、車両、備品、家具及び事務用品等にかかる賃借料、リース費用、保証金、敷金及び仲介手数料。ただし、実証に対する経費として知事が認める費用を除く。
 - オ 光熱水費、燃料費、運搬費（機械等の設置に伴うものを除く。）、切手代及び電話・インターネット利用料金等の通信費
 - カ 商品券等の金券及び株式等の購入費
 - キ 事務用品等の消耗品代、雑誌購読料、新聞代、書籍代、団体等の会費、製品及び商品等の生産・調達・流通に係る費用（例：原材料費、包装資材代等）。ただし、実証に対する経費として知事が認める費用を除く。
 - ク 飲食、娯楽及び接待等の費用
 - ケ 税務申告、決算書作成等のために税理士、公認会計士等に支払う費用及び訴訟等のための弁護士費用
 - コ 日本国等が行う一定の事務に係る役務に対する手数料（例：登記、登録、特許、免許、許可、検査、検定、試験、証明、公文書の交付等）
 - サ 消費税（消費税及び地方消費税。免税事業者及び簡易課税事業者の単独申請者を除く。）、収入印紙等の公租公課
 - シ 振込等手数料（代引手数料を含む。）及び両替手数料
 - ス 各種保険料
 - セ 借入金などの支払利息及び遅延損害金
 - ソ 申請書、報告書等の補助事業のために提出する書類の作成や提出に係る費用
 - タ 汎用性があり、目的外使用になり得るもの（例：事務用のパソコン、プリンタ、文書作成ソフトウェア、タブレット端末、スマートフォン、デジタル複合機、カメラ、書籍及び家具等）の購入費
 - チ 中古市場においてその価格設定の適正性が明確でない中古品の購入費（2者以上の中古品流通事業者から型式及び年式が記載された見積書を取得している場合等を除く。）

- ツ 事業にかかる人件費、旅費
- テ 補助金交付決定日よりも前に発注、購入、契約、又は補助事業終了後に納品、検収等を実施したもの（補助事業者が指定した補助事業実施場所に引き渡されないもの）
 - ※ 交付決定前着手届が受理された補助事業者を除く。
- ト 再生可能エネルギーの発電を行うための発電設備及び当該設備と一体不可分の附属設備（太陽光発電を行うためのソーラーパネル等）
- ナ その他、知事が不適切と認める経費

別表 3 委員会における審査の評価項目

提出された事業計画は、委員会において次の項目により評価する。ただし、事業種目が実証のみの場合、イからエまでを除く。

- ア 資源循環モデルとしての意義、波及効果
- イ 飼料化等を目的として回収する食品残渣の量
- ウ イを原料として製造する飼料等の量
- エ ウのうち県内に流通させる量
- オ 事業計画の実現可能性
- カ 将来的な事業拡大性
- キ コンソーシアムの連携体制、役割分担、実施体制（コンソーシアムにより実施する場合）

別表 4（第 28 条関係）

条項	提出書類及び添付書類	提出 部数	提出期間
第 7 条第 1 項	令和 7 年度食品残渣資源循環モデル形成支援事業補助金事業計画承認申請書（様式 1） （添付書類） 1 事業計画書（別紙 1） 2 収支計画書（別紙 2） 3 事業計画量の内容（別紙 3） 4 工程表（別紙 4） 5 食品残渣の回収先一覧（予定）（別紙 5） 6 食品残渣を原料として製造する飼料等の流通先一覧（予定）（別紙 6） 7 コンソーシアム構成員名簿（別紙 7） ※コンソーシアムに該当する場合 8 別表 5 に掲げる書類	各 1 部	別に定める期間内
第 9 条	令和 7 年度食品残渣資源循環モデル形成支援事業補助金交付申請書（様式 3） （添付書類） 1 事業計画書（別紙 1） 2 収支計画書（別紙 2） 3 事業計画量の内容（別紙 3） 4 工程表（別紙 4） 5 食品残渣の回収先一覧（予定）（別紙 5） 6 食品残渣を原料として製造する飼料等の流通先一覧（予定）（別紙 6） 7 コンソーシアム構成員名簿（別紙 7） 8 別表 6 に掲げる書類	各 1 部	別に定める期間内
第 11 条第 2 項	令和 7 年度食品残渣資源循環モデル形成支援事業補助金交付決定前着手届（様式 5）	各 1 部	事業計画承認通知の日から交付決定の日の前日まで
第 13 条第 1 項	令和 7 年度食品残渣資源循環モデル形成支援事業補助金交付変更（中止・廃止）承認申請書（様式 6） （添付書類） 1 事業計画書（別紙 1） 2 収支計画書（別紙 2） 3 事業計画量の内容（別紙 3） 4 工程表（別紙 4） 5 食品残渣の回収先一覧（予定）（別紙 5） 6 食品残渣を原料として製造する飼料等の流通先一覧（予定）（別紙 6） 7 コンソーシアム構成員名簿（別紙 7） 8 別表 7 に掲げる書類	各 1 部	変更（中止・廃止）の理由の生じた日から 30 日以内

第 14 条	令和 7 年度食品残渣資源循環モデル形成支援事業補助金取下書（様式 8）	各 1 部	交付の決定の日から起算して 15 日以内
第 15 条第 2 項	令和 7 年度食品残渣資源循環モデル形成支援事業補助金概算払請求書（様式 9）	各 1 部	交付の決定の日から令和 8 年 1 月 30 日まで
第 16 条第 1 項 第 16 条第 2 項	令和 7 年度食品残渣資源循環モデル形成支援事業補助金実績報告書兼請求書（様式 10） （添付書類） ・別表 8 に掲げる書類 ・概算払精算書 ※概算払を受けたとき	各 1 部	補助事業が完了した日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた日）から 10 日以内又は令和 8 年 2 月 27 日のいずれか早い日
第 22 条第 1 項	令和 7 年度食品残渣資源循環モデル形成支援事業補助金事業実施状況報告書（様式 12） （添付書類） ・事業実施状況（実績）（様式 12 別紙）	各 1 部	事業完了年度の翌年度終了後 30 日以内（3 年間）
第 22 条第 2 項	令和 7 年度食品残渣資源循環モデル形成支援事業補助金事業内容変更承認申請書（様式 13） （添付書類） ・事業計画量の内容の変更（様式 13 別紙）	各 1 部	補助事業が完了した日の属する年度の 3 年度後から、事業計画量を 20% 以上減少しようとするときの 30 日前まで
第 23 条第 3 項	消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式 14） （添付書類） ・算出根拠資料	各 1 部	実績報告後速やかに
第 26 条第 3 項	令和 7 年度食品残渣資源循環モデル形成支援事業補助金財産処分承認申請書（様式 16） （添付書類） ・別に定める書類	別に指示する部数	財産処分前に速やかに
第 26 条第 4 項	令和 7 年度食品残渣資源循環モデル形成支援事業補助金担保権設定承認申請書（様式 17） （添付書類） ・別に定める書類	別に指示する部数	担保権設定前に速やかに

別表 5 事業計画承認申請書

番号	添付書類	
1	申請者の登記事項証明書（法人）、住民票等（個人）の原本又は写し ※コンソーシアムの場合は全ての構成員について提出してください。	
2	事業計画の詳細説明資料 ※書式は任意。ただしA4用紙10ページ程度、文字は11ポイントとしてください。	
3	飼料製造業者又は特殊肥料生産業者等に該当する場合は、届出書の副本（受付機関の受付印があるもの）	
4	食品残渣の回収、飼料・肥料の製造、県内への流通がわかる工程資料（フローチャート）	
5	設備等導入 ※設備等が複数の場合は番号を付し、図面や見積書、契約書、その他の資料間の対応関係をわかりやすく示すこと。	整備場所の位置図
6		設備等の配置図
7		設備等の設計図、仕様がわかる資料
8		設備等の規模の決定根拠資料
9		経費一覧表
10		補助対象経費の根拠資料（見積書の写し）
11		整備場所の写真
12	実証	補助対象経費の根拠資料（見積書の写し）
13	茨城県の県税事務所が発行する全ての税目に未納の税額がないことを証する納税証明書の原本又は写し ※コンソーシアムの場合は全ての構成員について提出してください。	
14	整備場所（土地及び建物）の登記事項証明書の原本又は写し	
15	土地や施設を他者から貸借して事業を実施する場合は、賃貸借契約書の写しや誓約書の写し等	
16	その他知事が必要と認める書類	

※ 計上する全ての補助対象経費について、見積書の写し又はカタログ等定価が分かるものを提出してください。

※ 証明書は、申請日から3か月以内に発行されたものとしてください。

※ 経費一覧表は、補助事業収支計画書（別紙2）で代えることができます。

別表 6 交付申請書

番号	添付書類
1 ～ 16	別表 5 に記載する書類 ※事業計画承認申請書とともに提出している書類は再度提出する必要はありませんが、変更が生じている書類は修正後のものを提出してください。 ※契約先(発注先) 1 者当たりの見積額の合計が50万円（税抜）以上の場合は、2 者以上の見積書の写しを提出してください。 ※合理的な理由により 2 者以上の見積書の写しを提出できない場合は業者選定理由書（任意様式）を提出してください。

別表 7 交付変更（中止・廃止）承認申請書

番号	添付書類
1	事業内容の変更（中止・廃止）の内容を確認できる書類
2	別表 6 に掲げる書類のうち、変更となる書類

別表 8 実績報告書兼請求書

番号	添付書類
1	飼料製造業者又は特殊肥料生産業者等の届出書の副本（受付機関の受付印があるもの。既に提出している場合は不要）
2	設備等導入
3	※設備等が複数の場合は番号を付し、図
4	面や納品書、契約書、
5	その他の資料間の対応関係をわかりやすく示すこと。
6	整備後の写真
7	実証
8	実証結果の詳細説明資料（分析結果等を含む。）
9	納品書の写し、契約書の写し
10	経費内訳の分かる資料（※書式は任意）
11	食品残渣回収量の実績、及び事業計画の実現性が確認できる資料（契約書の写し等）
12	県内流通割合の実績、及び事業計画の実現性が確認できる資料（契約書の写し等）
13	支出の証拠書類の写し
14	取得財産等管理台帳（様式 15）
15	その他知事が必要と認める書類

※ 経費一覧表は、補助事業収支計画書（別紙 2）を更新したもので代えることができます。
なお、その場合は題名を「補助事業経費一覧表」としてください。

茨城県知事 殿

(申請者) 住所
氏名又は名称
(法人等の場合は所在地、名称及び代表者氏名)

令和 7 年度食品残渣資源循環モデル形成支援事業補助金事業計画承認申請書

令和 7 年度食品残渣資源循環モデル形成支援事業補助金を下記のとおり実施したいので、令和 7 年度食品残渣資源循環モデル形成支援事業補助金交付要綱第 7 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

補助事業に要する額	金 円
補助対象経費合計額	金 円
補助金額 (申請予定額)	金 円
補助対象事業着手予定日	年 月 日
補助対象事業完了予定日	年 月 日
担当者連絡先	(住所) 〒 (所属) (氏名) (電話) - - (FAX) - - (E-mail) @

- ※ 申請者欄は、コンソーシアムの場合はその名称、代表法人等の所在地、名称及び代表者氏名を記載してください。
- ※ 補助対象経費合計額欄は、原則、金額は税抜で記入してください。
- ※ 補助対象事業完了予定日欄は、設備等の整備及び実証の完了予定日又は補助事業に要する額の全額の支払予定日のいずれか遅い日を記載してください。

別紙 1

事業計画書

1 申請者

事業者名	代表者氏名	所在地 (電話番号)	産業分類 (大分類・中分類)	飼料製造業者の 該当	特殊肥料生産 業者の該当
				☐	☐

※ 該当する□にチェック（又は■に反転）してください。

※ コンソーシアムの場合は、事業者名欄にコンソーシアム及び代表法人等の名称を記載し、別紙7に全ての構成員を記載してください。

※ 飼料製造業者又は特殊肥料生産業者等に該当する場合は、届出書の副本（受付機関の受付印があるもの）を添付してください。

2 事業計画の概要

取組の概要、目的			
原料とする食品残渣の内容			
事業種目		☐ 設備等の整備	☐ 実証
主な内容			
補助事業実施場所	名称		
	所在地		
	所有者		

※ 該当する場合は、□にチェック（又は■に反転）してください。

※ 事業計画の詳細はA4用紙10ページ程度に記載し提出してください。

3 補助金額(申請予定額)の算出

(単位：円)

補助事業に要する額	
補助対象経費合計額	
補助金額（申請予定額）	

※ 別紙2収支計画書から転記してください。

4 事業計画量の設定

(単位：トン、%)

	項目	現状値 (①) (R6年度)		R7 年度 (実証分)		R10 年度 (②) (設備等の導入)		増加量 (②-①)	
1	飼料化等を目的として回収する食品残渣の量	(ア)		(エ)		(キ)		(コ)	
2	1 を原料として製造する飼料等の量	(イ)		(オ)		(ク)		(サ)	
3	2 のうち県内に流通させる量	(ウ)	(%)	(カ)	(%)	(ケ)	(%)	(シ)	(%)

※ 別紙3事業計画量の内容から転記してください。

5 補助対象者の確認

要綱第6条第4項	☐ 次に掲げる全ての要件を満たしている。
	(1) 過去2年以内に銀行取引停止処分を受けていないこと。 (2) 過去6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していないこと。 (3) 次の申立てがなされていないこと。 ア 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条に基づく破産手続開始の申立て イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づく更生手続開始の申立て ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づく再生手続開始の申立て (4) 債務不履行により、所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売開始決定がなされていないこと。 (5) 県税を滞納していないこと。 (6) 茨城県が措置する指名停止期間中の者でないこと。 (7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。 (8) 関係法令や基準を遵守すること。

※ 該当する場合は、☐にチェック（又は■に反転）してください。コンソーシアムの場合は全ての構成員に適用されます。

要綱第6条第5項	☐ 次に掲げる全ての要件を満たしている。
	(1) 国又は法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第5号に規定する公共法人ではない。 (2) 政治活動又は宗教活動が主たる目的の組織又は団体ではない。 (3) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号。以下「条例」という。）第2条第1号から第3号に規定する者（以下「暴力団等」という。）ではない。 (4) 代表者又は役員等のうちに条例第2条第3号に規定する者又は暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している者がある事業者ではない。 (5) 暴力団等が実質的に経営を支配する者ではない。

※ 該当する場合は、☐にチェック（又は■に反転）してください。コンソーシアムの場合は全ての構成員に適用されます。

6 直近3年の経営状況

（単位：千円）

	第 期 年 月 日～ 年 月 日	第 期 年 月 日～ 年 月 日	第 期 年 月 日～ 年 月 日	備考
経常損益				※損益計算書により確認 経常損益＝営業利益＋ 業外収益－営業外費用 ※貸借対照表により確認
純資産額 （資産と負債の差額）				
うち利益剰余金				

7 公表に関する同意

☐	補助事業の概要及び各年度の事業実施状況の概要について、知事が公表を行うことに同意する。
--------------------------	---

※ ☐にチェック（又は■に反転）してください。

8 その他

補助対象設備等の 調達方法	☐	1 自社、親会社、子会社、関連会社又は関係会社からの調達がある。
	☐	2 全て1以外の会社からの調達である。

※ 該当する☐にチェック（又は■に反転）してください。

別紙 2

令和 7 年度食品残渣資源循環モデル形成支援事業補助金 補助事業収支計画書

1 収入の部

(単位：円)

科 目	金 額 (補助事業に要する額)	備考
自己資金		
借入金		資金の調達先：
本補助金額		
他の補助金等 (交付者：)		
その他		
合計		補助事業に要する額の合計と一致

2 支出の部

(単位：円)

番号	種 目	経費 区分	発注者	名 称	メーカー・ 規格・型式	用途	処理能 力	発注先 (所在地)	数量	単位	単価	税	補助事業に要する 額 (消費税込み)	補助対象経費 (消費税抜き)	備考
1															
2															
3															
4															
5															
合計															

↓ 1/2 以下かつ
500 万円以下

本補助金額(申請予定額)
※千円未満切捨

- ※ 種目は、「設備等の整備」又は「実証」のいずれかを記載してください。
- ※ 経費区分は、「機械及び装置」、「工具」、「器具及び備品」、「車両及び運搬具」、「委託費（分析）」、「賃借料」等の費目を記載してください。
- ※ 補助対象経費の積算根拠となる見積書の写し等を番号の順に整理してください。その際、見積書の写し等の右上に対応する番号を記載してください。
- ※ 発注者欄はコンソーシアムの場合、構成員のどの事業者が費用負担するか記載してください。
- ※ 必要に応じて行を増やして使用してください（複数枚になっても可）。なお各経費区分の明細は、本収支計画書に準じた任意の様式の添付でも可とします。
- ※ 税の欄には消費税の「込み」・「抜き」を表示してください。
- ※ 小数点以下の端数は切捨てにより計算してください。

別紙 3

事業計画量の内容

(単位：トン、%)

加工の区分		□飼料化 □肥料化						
項目		現状値 (①) (R6 年度)	R7 年度		R8 年度 (1 年目計画)	R9 年度 (2 年目計画)	R10 年度 (②) (3 年目計画)	増加量 (②－①)
			整備	実証				
A 飼料化・肥料化を行うための原料の量								
B A のうち飼料化・肥料化を目的として回収する食品残渣の量		(ア)		(エ)			(キ)	(コ)
C B のうち自らが排出する食品残渣の量								
D A のうち食品残渣以外の飼料・肥料原料の量								
E A を原料として製造する飼料・肥料の量								
E のうち B を原料とするものの		(イ)		(オ)			(ク)	(サ)
E のうち流通させる量	県内	(ウ) (%)	(%)	(カ) (%)	(%)	(%)	(ケ) (%)	(シ) (%)
	県外	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)
E のうち自ら使用する量		(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)

- ※ 加工の区分欄は、該当する□にチェック（又は■に反転）をしてください。
- ※ 補助対象事業に係る計画量を記載してください。
- ※ 飼料及び肥料の両方を製造する場合は別葉で作成してください。
- ※ 複数製品を製造し製品によって内容が異なる場合は、合計して作成し、製品ごとの内訳を添付してください。
- ※ 現状値 (①) (R6 年度) 欄は、令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの実績を記載してください。
- ※ R 年度 (年目計画) 欄は、各年度における計画を記載してください。
- ※ 事業種目が実証のみの場合は R 7 年度 (整備・実証) 欄までを記入してください。

工 程 表

項目	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

別紙 5

食品残渣の回収先一覧（予定）

令和 年度分

	回収先事業者名	代表者氏名	所在地(電話番号)	飼料化等を目的として回収する食品残渣の量(トン/年度)	食品残渣を回収することの了解を得た日(相手方の役職・氏名)
1					令和 年 月 日 ()
2					
3					
4					
5					
	合計				

- ※ 適宜、行を追加して記載してください（複数枚でも可）。
 ※ 食品残渣を回収することの了解を得た事業者のみ記載してください。
 ※ 後年度に「飼料化等を目的として回収する食品残渣の量」の増加が見込まれる場合は、年度ごとに別葉で作成してください。

別紙 6

食品残渣を原料として製造する飼料等の流通先一覧（予定）

令和 年度分

	流通先事業者名	代表者氏名	所在地(電話番号)	畜種・業種等	流通量(トン/年度)	販売価格(円/トン)	流通先の了解を得た 日（相手方の役職・氏名）
1							令和 年 月 日（ ）
2							
3							
4							
5							
	合計						

- ※ 畜種・業種等は、畜産農家（養豚）、耕種農家（野菜）のように記載してください。
- ※ 適宜、行を追加して記載してください（複数枚でも可）。
- ※ 飼料等の流通先として了解を得た事業者のみ記載してください。
- ※ 後年度に流通量の増加が見込まれる場合は、年度ごとに別葉で作成してください。

別紙 7

コンソーシアム構成員名簿

コンソーシアムの名称

	構成員名	代表者氏名	所在地(電話番号)	産業分類 (大分類・中分類)	連携や取引の内容 ・役割	飼料製造 業者の該 当	特殊肥料 生産業者 の該当
①	(代表者・代表法人)					☐	☐
②						☐	☐
③						☐	☐
④						☐	☐
⑤						☐	☐

※ 適宜、行を追加して記載してください（複数枚でも可）。

※ 次の事項を定めた規約等を添付してください。

- ・コンソーシアムの目的、名称、事務所の所在地、代表者及び構成員に関する事項
- ・コンソーシアムの運営に関する事項
- ・コンソーシアムの会計、補助金の管理及び使途に関する事項
- ・設備等の管理運営に関する事項
- ・その他、コンソーシアムの目的達成に必要な事項

環 政 第 号
令 和 年 月 日

殿

茨城県知事

令和7年度食品残渣資源循環モデル形成支援事業補助金事業計画承認（不承認）通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった令和7年度食品残渣資源循環モデル形成支援事業補助金の事業計画については、審査の結果、 $\left\{ \begin{array}{l} \text{下記のとおり承認} \\ \text{不承認と} \end{array} \right\}$ しますので、令和7年度食品残渣資源循環モデル形成支援事業補助金交付要綱第8条第1項の規定に基づき通知します。

〔 また、下記のとおり、補助金を内示しますので、要綱第9条の規定に基づく交付申請書を令和 年 月 日までに提出願います。 〕

記

1 承認した事業

取組の概要、目的			
原料とする食品残渣の内容			
事業種目		☐ 設備等の整備	☐ 実証
主な内容			
補助事業実施場所	名称		
	所在地		
	所有者		

2 補助金内示額 (単位：円)

補助事業に要する額	
補助対象経費合計額	
内示額	

茨城県知事 殿

(申請者) 住所
氏名又は名称
(法人の場合は所在地、名称及び代表者氏名)

令和7年度食品残渣資源循環モデル形成支援事業補助金交付申請書

令和7年度食品残渣資源循環モデル形成支援事業補助金の交付を受けたいので、令和7年度食品残渣資源循環モデル形成支援事業補助金交付要綱第9条の規定により、関係書類を添えて申請します。

補助事業に要する額	金 円
補助対象経費合計額	金 円
補助金交付申請額	金 円
補助事業着手予定日	年 月 日
補助事業完了予定日	年 月 日
担当者連絡先	(住所) 〒 (申請者名) (所属) (氏名) (電話) - - (FAX) - - (E-mail) @

- ※ 申請者欄は、コンソーシアムの場合はその名称、代表法人等の所在地、名称及び代表者氏名を記載してください。
- ※ 補助事業完了予定日欄は、設備等の整備及び実証の完了予定日又は補助事業に要する額の全額の支払予定日のいずれか遅い日を記載してください。
- ※ 補助対象経費合計額欄は、原則、税抜で記入してください。

環政 第 号
令和 年 月 日

殿

茨城県知事

令和 7 年度食品残渣資源循環モデル形成支援事業補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった令和 7 年度食品残渣資源循環モデル形成支援事業補助金について、令和 7 年度食品残渣資源循環モデル形成支援事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第 10 条第 1 項の規定により、下記のとおり交付することに決定したので、同条第 2 項の規定により通知します。

記

- 1 補助金交付額 金 円
- 2 補助金交付の条件
 - (1) 補助金の交付の対象となる事業の内容は、令和 7 年度食品残渣資源循環モデル形成支援事業補助金交付申請書及び添付の書類に記載のとおりとする。
 - (2) 補助事業者は、茨城県補助金等交付規則（昭和 36 年茨城県規則第 67 号。以下「規則」という。）及び要綱に従わなければならない。
 - (3) 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を、補助事業が完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して 5 年間保存しなければならない。
- 3 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で、処分制限期間（適化法施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により総務大臣が定める期間に相当する期間をいう。ただし、総務大臣が定める期間のない財産については、茨城県知事が別に定める期間をいう。以下同じ。）を経過しない場合においては、取得財産等管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。
- 4 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助事業の交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならない。
- 5 補助事業者は、前記 4 の財産のうち、取得価格又は効用の増加価格が単価 50 万円（税抜）以上の不動産、機械器具、備品及びその他重要な財産について、処分制限期間内に茨城県知事の承認を受けずに、補助金の交付の目的以外の目的のために使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- 6 茨城県知事は、補助事業者が前記 5 の承認を得て財産を処分したことにより収入を得たときは、規則第 15 条及び第 16 条を適用させることがある。

茨城県知事 殿

（申請者）住所
氏名又は名称
（法人の場合は所在地、名称及び代表者氏名）

令和 7 年度食品残渣資源循環モデル形成支援事業補助金交付決定前着手届

令和 7 年度食品残渣資源循環モデル形成支援事業について、下記条件を了承の上、補助金交付決定前に着手したいので、令和 7 年度食品残渣資源循環モデル形成支援事業補助金交付要綱第 11 条第 2 項の規定により届出ます。

記

1 事業内容

取組の概要、目的	
補助事業実施場所の名称 （所在地）（所在地）	
補助事業に要する額	
内示額（交付申請予定額）	
補助金交付決定前着手を 必要とする理由	

2 条件

- （1）当該事業については、着手から補助金交付決定を受ける期間内においては、計画変更を行わないこと。
- （2）補助金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の理由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は事業主体が負担すること。
- （3）補助金交付決定を受けた補助金額が、交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても異議がないこと。

※ 申請者欄は、コンソーシアムの場合はその名称、代表法人等の所在地、名称及び代表者氏名を記載してください。

茨城県知事 殿

(申請者) 住所
氏名又は名称
(法人の場合は所在地、名称及び代表者氏名)

令和7年度食品残渣資源循環モデル形成支援事業補助金交付変更（中止・廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け環政第 号で補助金の交付決定の通知があった令和7年度食品残渣資源循環モデル形成支援事業補助金について、次のとおり変更（中止・廃止）したいので、令和7年度食品残渣資源循環モデル形成支援事業補助金交付要綱第13条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

変更（中止・廃止）の内容	
変更（中止・廃止）の理由	
変更（中止・廃止）予定日	

※ 申請者欄は、コンソーシアムの場合はその名称、代表法人等の所在地、名称及び代表者氏名を記載してください。

環政第 号
令和 年 月 日

殿

茨城県知事

令和 7 年度食品残渣資源循環モデル形成支援事業補助金交付変更（中止・廃止）承認通知書

令和 年 月 日付けで変更（中止・廃止）承認申請のあった令和 7 年度食品残渣資源循環モデル形成支援事業補助金について、下記のとおり承認したので、令和 7 年度食品残渣資源循環モデル形成支援事業補助金交付要綱第 13 条第 3 項の規定により通知します。

記

- 1 変更（中止・廃止）内容
- 2 変更（中止・廃止）に係る承認条件

茨城県知事 殿

（申請者）住所
氏名又は名称
（法人の場合は所在地、名称及び代表者氏名）

令和 7 年度食品残渣資源循環モデル形成支援事業補助金取下書

令和 年 月 日付け環政第 号で補助金の交付決定の通知があった令和 7 年度食品残渣資源循環モデル形成支援事業補助金について、令和 7 年度食品残渣資源循環モデル形成支援事業補助金交付要綱第 14 条の規定により取り下げます。

取下げの理由	
取下げの原因の 生じた日	

※ 申請者欄は、コンソーシアムの場合はその名称、代表法人等の所在地、名称及び代表者氏名を記載してください。

茨城県知事 殿

(補助事業者) 住所
氏名又は名称
(法人の場合は所在地、名称及び代表者氏名)

令和7年度食品残渣資源循環モデル形成支援事業補助金概算払請求書

令和 年 月 日付け環政第 号で補助金の交付決定の通知があった令和7年度食品残渣資源循環モデル形成支援事業補助金について、令和7年度食品残渣資源循環モデル形成支援事業補助金交付要綱第15条第2項の規定により概算払を請求します。

交付決定額 (A)	
概算払請求額 (B)	
(B) / (A) ×100 (%)	
概算払が必要な理由	

※ 概算払が必要な理由は詳細に記載し、必要に応じて資料を添付してください。
※ 補助事業者欄は、コンソーシアムの場合はその名称、代表法人等の所在地、名称及び代表者氏名を記載してください。

振込先

振込先金融機関名	本・支店名	金融機関コード	支店コード	種目	口座番号 (右詰めで記入)
☐ 銀行 ☐ 信用金庫 ☐ 信用組合 ☐ 農協 ☐ 労働金庫	☐ 本店 ☐ 支店 ☐ 出張所			☐ 普通 ☐ 当座	
フリガナ					
口座名義					

※ 振込先の口座名義人は補助事業者（申請者）と同一人であることとし、口座種別は普通預金口座又は当座預金口座としてください。
※ 補助事業者がコンソーシアムの場合は、代表法人等の口座としてください。

茨城県知事 殿

（補助事業者）住所
氏名又は名称
（法人の場合は所在地、名称及び代表者氏名）

令和 7 年度食品残渣資源循環モデル形成支援事業補助金実績報告書兼請求書

令和 年 月 日付け環政第 号で補助金の交付決定を受けた補助事業に係る実績について、令和 7 年度食品残渣資源循環モデル形成支援事業補助金交付要綱第 16 条の規定により関係書類を添えて次のとおり報告します。

1 補助事業

取組の概要、目的			
事業種目	☐ 設備等の整備 ☐ 実証		
補助事業実施場所の名称 (所在地)			
補助事業着手日	令和 年 月 日		
補助事業完了日	令和 年 月 日		
交付決定額	金		円
補助事業に要する額	金		円
うち補助対象経費	金		円
補助金所要額(精算額)	金		円
請求額	金		円

- ※ 補助事業者欄は、コンソーシアムの場合はその名称、代表法人等の所在地、名称及び代表者氏名を記載してください。
- ※ 補助事業完了日欄は、設備の整備若しくは実証の完了日又は補助事業に要する額の全額の支払日のいずれか遅い日を記載してください。
- ※ 原則、金額は税抜で記入してください。

2 振込先

振込先金融機関名	本・支店名	金融機関コード	支店コード	種目	口座番号（右詰めで記入）
☐ 銀行 ☐ 信用金庫 ☐ 信用組合 ☐ 農協 ☐ 労働金庫	☐ 本店 ☐ 支店 ☐ 出張所			☐ 普通 ☐ 当座	
フリガナ					
口座名義					

- ※ 振込先の口座名義人は補助事業者（申請者）と同一人であることとし、口座種別は普通預金口座又は当座預金口座としてください。
- ※ 補助事業者がコンソーシアムの場合は、代表法人等の口座としてください。

茨城県知事

令和 年 月 日付けで実績報告のあった令和7年度食品残渣資源循環モデル形成支援事業補助金について、下記のとおり補助金の額を確定したので、令和7年度食品残渣資源循環モデル形成支援事業補助金交付要綱第17条の規定により通知します。

確定額 金 円

茨城県知事 殿

（補助事業者）住所
氏名又は名称
（法人の場合は所在地、名称及び代表者氏名）

令和 7 年度食品残渣資源循環モデル形成支援事業補助金事業実施状況報告書

令和 年 月 日付け環政第 号で補助金の交付決定を受けた補助事業に係る実施状況について、令和 7 年度食品残渣資源循環モデル形成支援事業補助金交付要綱第 22 条第 1 項の規定により関係書類を添えて次のとおり報告します。

事業実施場所の名称 （所在地）	
事業の概要	
報告年度	年度（令和 年 月 日から令和 年 月 日まで）
実施状況	別紙のとおり

※ 補助事業者欄は、コンソーシアムの場合はその名称、代表法人等の所在地、名称及び代表者氏名を記載してください。

様式 12 別紙

事業実施状況（実績）

（単位：トン、％）

加工の区分		☐ 飼料化 ☐ 肥料化									
項目		現状値 (①) (R6 年度)	R7 年度 (②)		R8 年度 (③)		R9 年度 (④)		R10 年度 (⑤)		増加量
				②－①	(1 年目 実績)	③－①	(2 年目 実績)	④－①	(3 年目 実績)	⑤－①	
A 飼料化・肥料化を行うための原料の量											
B A のうち飼料化・肥料化(ア)を目的として回収する食品残渣の量											(コ)
C B のうち自らが排出する食品残渣の量											
D A のうち食品残渣以外の飼料・肥料原料の量											
E A を原料として製造する飼料・肥料の量											
E のうち B を原料とするものの		(イ)									(サ)
E のうち流通させる量	県内	(ウ) (%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(シ) (%)
	県外	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)
E のうち自ら使用する量		(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)

※ 加工の区分欄は、該当する□にチェック（又は■に反転）してください。

※ 報告年度における補助事業の実績を記載してください。

※ 実績値が計画値に満たない場合は、理由書を添付してください。

※ 「現状値 (①) (R6 年度)」、「増加量」の欄は事業計画承認申請書別紙 3 から転記してください。

※ 飼料及び肥料の両方を製造する場合は別葉で作成してください。

※ 複数製品を製造し製品によって内容が異なる場合は、合計して作成し、製品ごとの内訳を添付してください。

茨城県知事 殿

（補助事業者）住所
氏名又は名称
（法人の場合は所在地、名称及び代表者氏名）

令和 7 年度食品残渣資源循環モデル形成支援事業補助金事業内容変更承認申請書

令和 年 月 日付け環政第 号で補助金の交付決定を受けた補助事業に係る事業内容について変更したいので、令和 7 年度食品残渣資源循環モデル形成支援事業補助金交付要綱第 22 条第 2 項の規定により関係書類を添えて次のとおり申請します。

事業実施場所の名称 （所在地）	
変更内容	別紙のとおり
変更予定日	年 月 日

※ 補助事業者欄は、コンソーシアムの場合はその名称、代表法人等の所在地、名称及び代表者氏名を記載してください。

様式 13 別紙

事業計画量の変更

(単位：トン、%)

加工の区分		☐ 飼料化 ☐ 肥料化			
項目		増加量 (変更前) (①)	増加量(変更後) (R 年度以降) (②)	増減率 (②／①×100)	変更理由
A 飼料化・肥料化を行うための原料の量					
B A のうち飼料化・肥料化を目的として回収する食品残渣分の量		(コ)			
C B のうち自らが排出する食品残渣の量					
D A のうち食品残渣以外の飼料・肥料原料の量					
E A を原料として製造する飼料・肥料の量					
E のうち B を原料とするもの		(サ)			
E のうち流通させる量	県内	(シ) (%)	(%)		
	県外	(%)	(%)		
E のうち自ら使用する量		(%)	(%)		

※ 加工の区分欄は、該当する□にチェック（又は■に反転）してください。

※ 「増加量 (①) (変更前)」欄は、事業計画承認申請書に添付した別紙 3 から転記してください。

※ 飼料及び肥料の両方を製造する場合は別葉で作成してください。

※ 複数製品を製造し製品によって内容が異なる場合は、合計して作成し、製品ごとの内訳を添付してください。

茨城県知事 殿

（補助事業者）住所
氏名又は名称
（法人の場合は所在地、名称及び代表者氏名）

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

令和 年 月 日付け環政第 号で補助金の交付決定を受けた補助事業に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る仕入控除税額について、令和 7 年度食品残渣資源循環モデル形成支援事業補助金交付要綱第 23 条第 3 項の規定により関係書類を添えて次のとおり報告します。

記

1 補助金の確定額

_____ 円

2 補助金の確定時における消費税等に係る仕入控除税額

_____ 円

3 消費税等の申告により確定した消費税等に係る仕入控除税額

_____ 円

4 補助金返還相当額（3－2）

_____ 円

※ 補助事業者欄は、コンソーシアムの場合はその名称、代表法人等の所在地、名称及び代表者氏名を記載してください。

取得財產等管理台帳

- 1 記載の対象とする取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が単価 50 万円（税抜）以上の不動産、機械器具、備品及びその他重要な財産としてください。
- 2 処分制限期間(年)は、国規則に基づき記載してください。
- 3 区分は、「機械及び装置」、「工具」、「器具及び備品」、「車両及び運搬具」、「その他」のいずれかを記載してください。
- 4 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えありません。単価が異なる場合は分割して記載してください。
- 5 取得日は、検収年月日を記載してください。
- 6 担保権を設定した財産は備考に明記してください。

茨城県知事 殿

（補助事業者）住所
氏名又は名称
（法人の場合は所在地、名称及び代表者氏名）

令和 7 年度食品残渣資源循環モデル形成支援事業補助金財産処分承認申請書

令和 7 年度食品残渣資源循環モデル形成支援事業補助金により取得し、又は効用の増加した財産について、同補助金交付要綱第 26 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり財産処分の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 処分する財産の名称
- 2 整備場所の事業所の名称及び所在地
- 3 総事業費（補助事業に要する額）
- 4 補助対象経費
- 5 補助金の確定額
- 6 処分内容（処分の種類、処分先）
- 7 処分する理由
- 8 処分予定日

※ 補助事業者欄は、コンソーシアムの場合はその名称、代表法人等の所在地、名称及び代表者氏名を記載してください。

茨城県知事 殿

（補助事業者）住所

氏名又は名称

（法人の場合は所在地、名称及び代表者氏名）

令和 7 年度食品残渣資源循環モデル形成支援事業補助金担保権設定承認申請書

令和 7 年度食品残渣資源循環モデル形成支援事業補助金により取得し、又は効用の増加した財産について、同補助金交付要綱第 26 条第 4 項の規定に基づき、下記のとおり担保権の設定をしたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 取得財産等の品目、取得（予定）日及び取得（予定）価格

- （1）品目（財産名）：
- （2）取得（予定）日： 年 月 日
- （3）取得（予定）価格： 円

2 担保権の設定予定

- （1）担保権設定日： 年 月 日
- （2）担保の種類：
- （3）担保権者：
- （4）被担保債権：
- ① 債権者：
- ② 債務者：
- ③ 契約締結日： 年 月 日
- ④ 貸付実行日： 年 月 日
- ⑤ 債権額： 円
- ⑥ 資金使途：

3 補助事業の遂行のために担保権の設定が必要となる理由等

※ 補助事業者欄は、コンソーシアムの場合はその名称、代表法人等の所在地、名称及び代表者氏名を記載してください。